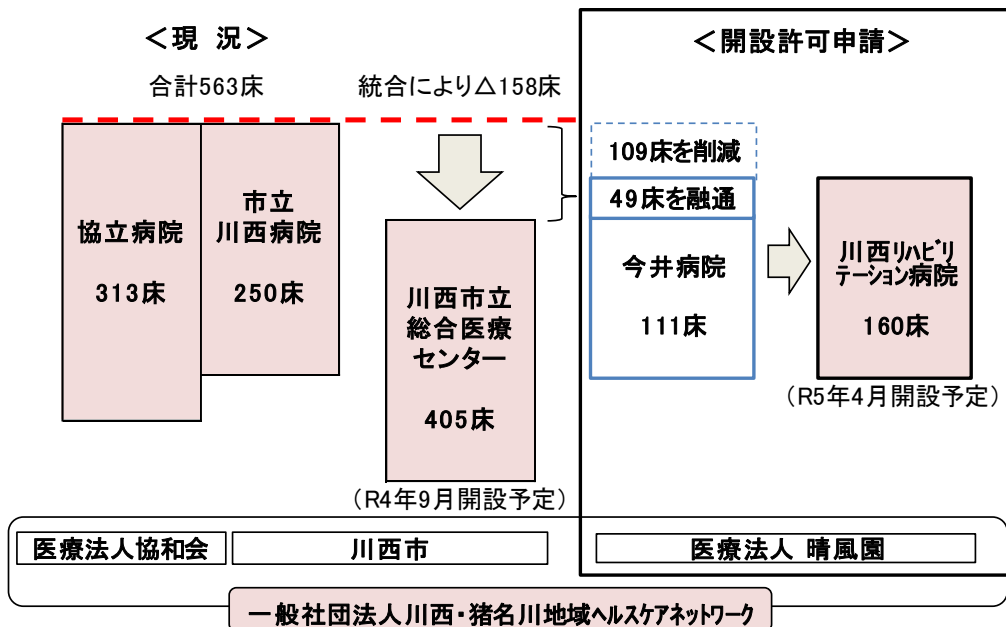


## 医療法人晴風園 川西リハビリテーション病院の開設について

### 1 経緯

- 市立川西病院と協立病院が再編統合し、川西市立総合医療センターを令和4年9月に開設予定であり、市立川西病院の跡地に、今井病院が新病院「川西リハビリテーション病院」として移転し、令和5年4月に開設予定。
- 阪神二次医療圏は病床過剰となっている。(既存病床数15,670>基準病床数12,748)
- 川西市、医療法人協和会及び医療法人晴風園は、いずれも地域医療連携推進法人「一般社団法人川西・猪名川地域ヘルスケアネットワーク」の参加法人である。
- 川西市立総合医療センターの統合時に削減する158床のうち、49床を地域医療連携推進法人内において、今井病院へ病床融通を行ったうえで、新病院の開設を許可しようとする。



### 2 特例の内容 医療法30条の4第12項

地域医療構想連携推進法人の参加法人の間で、病床の融通（圏域への病床返納・再配分を経ずに開設・増床等の許可）を可能とし、地域医療構想の達成に必要と認める病床数を基準病床数に加えて許可できる。

### 3 特例適用の要件 医療法施行令・施行規則、医政局長通知R2.4.13

- ① 地域医療構想の達成を推進するために必要なものである
- ② 地域医療連携推進法人の病床数の合計が、当該申請の前後において増加しない
- ③ 減床する場合は、医療連携推進区域の医療提供体制の確保に支障を及ぼさない
- ④ 地域医療連携推進評議会の意見を聴く
- ⑤ 必要な病床数は、地域医療構想調整会議の協議の方向性に沿ったものである
- ⑥ 医療審議会に諮る

### 4 案

川西リハビリテーション病院の開設については、阪神圏域の地域医療構想調整会議及び健康福祉推進協議会（10/7、11/22）から了承されていることから、医療法30条の4第12項の特例を適用し開設することを了承する。